

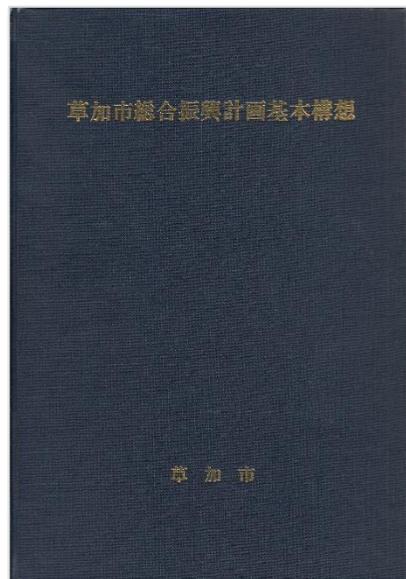
# 第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画の策定

令和4年11月25日

令和4年度 第1回草加市振興計画審議会

# 1. 草加市総合振興計画とは

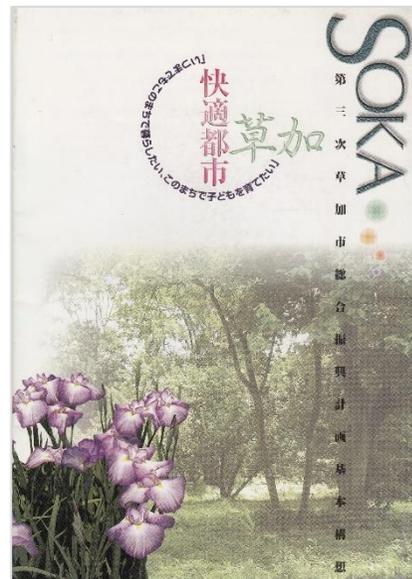
草加市総合振興計画は、本市の将来像を示し、その実現のための考え方や具体的取組を総合的・網羅的に示したものです。



第一次草加市総合振興計画  
(昭和46年度～昭和60年度)



第二次草加市総合振興計画  
(昭和61年度～平成12年度)



第三次草加市総合振興計画  
(平成13年度～平成27年度)



第四次草加市総合振興計画  
(平成28年度～現在)

昭和30年代以降、大きな変貌を遂げた本市では、様々な課題に対し計画的に対応することをめざし、総合振興計画に基づく市政運営をしてきました。

※ 第一次草加市総合振興計画及び第二次草加市総合振興計画では、正式名称として「第一次」「第二次」という語句は使用されていません。

## 2. 総合振興計画の位置づけ

以前は、地方自治法において地方公共団体の基本構想策定は義務とされていましたが、平成23年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、この義務が撤廃されました。

一方で、平成16年度に「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を施行し、基本構想とその実現のための基本計画について議決を経て定め、これに基づいてまちづくりを進めることを規定しています。

### ○草加市みんなでまちづくり自治基本条例（抄）

平成16年6月18日  
条例第23号

(市の責務)

第11条 市は、市議会の議決を経て、**基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。**

2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。

4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。

5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

# 3. 総合振興計画の構成と期間

## 基本構想

長期的な展望を持ち、本市の将来像を定めるとともに、その実現に向け、総合的かつ計画的に進めるための基本的な考え方（指針）を示したものです。

社会経済状況や施策の進捗状況等を踏まえ、修正の検討が必要と思われる箇所があるため、かかる箇所について改定を行います。

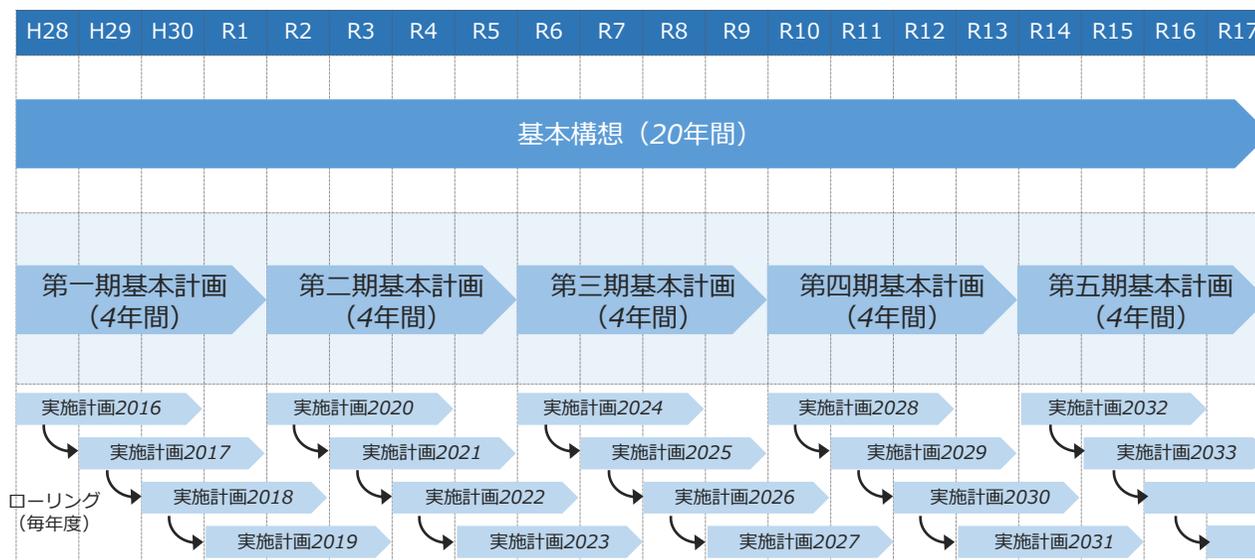
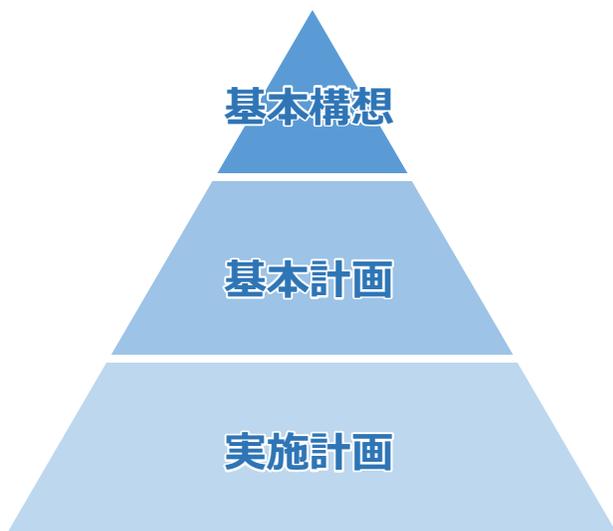
## 基本計画

基本構想で示した将来像の実現に向け、市政運営を網羅的に施策として体系化し、施策の意図を明確にする中で、それぞれ取組について示したものです。

第三期基本計画は、令和6年度から令和9年度までの計画として新たに策定し、進捗状況や成果等を十分に踏まえ、総合戦略を統合します。

## 実施計画

基本計画に定められた施策を具体的に進めるに当たって、指標や目標値、構成する事業を示したものです。3年間を計画期間としていますが実効性を高めるため、毎年ローリング方式による見直しを実施します。指標について、可能な限り明確にするとともに目標の数値化を図り、客観的に評価できる仕組みとします。



# 4. 基本構想の骨格

## ◆計画の前提となる条件・課題

- 社会 | 人口減少と人口構成の急速な変化（少子高齢化、生産年齢人口の減少）、高齢単身世帯の増加
- 環境 | 地球温暖化への対応、大規模地震への備え
- 経済 | 持続可能な財政の確立、公共施設の維持・管理・再整備などに係る費用の増加

## ◆基本構想のキーワード

- 「持続可能性」の追求
- 「安心」の向上

## ◆基本姿勢

- ① 「地域の豊かさ」を最優先に考える
- ② つよいまちをつくる
- ③ 「資源」を有効に活用する

草加市  
地域経営指針

## ◆将来都市像

### 快適都市～地域の豊かさの創出～

「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。「快適都市」は、次の4つの基本的要素から成り立っています。

1 快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	かけがえのない地球環境の保全と、本市で心地よく暮らせる環境づくり
2 安全と安心 ～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる	まちづくりの原点である安全と安心をもう一度しっかりと見直し、まちの安全性を高める
3 活気の創出 ～にぎわいのあるまちをつくる	草加市民はもとより、市外からも多くの人々が訪れる活力あるまちづくり
4 地域の共生 ～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる	地域コミュニティの醸成と市民、事業者、大学などと行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進し、個人として尊重されながら生き生きと暮らせるまちへ

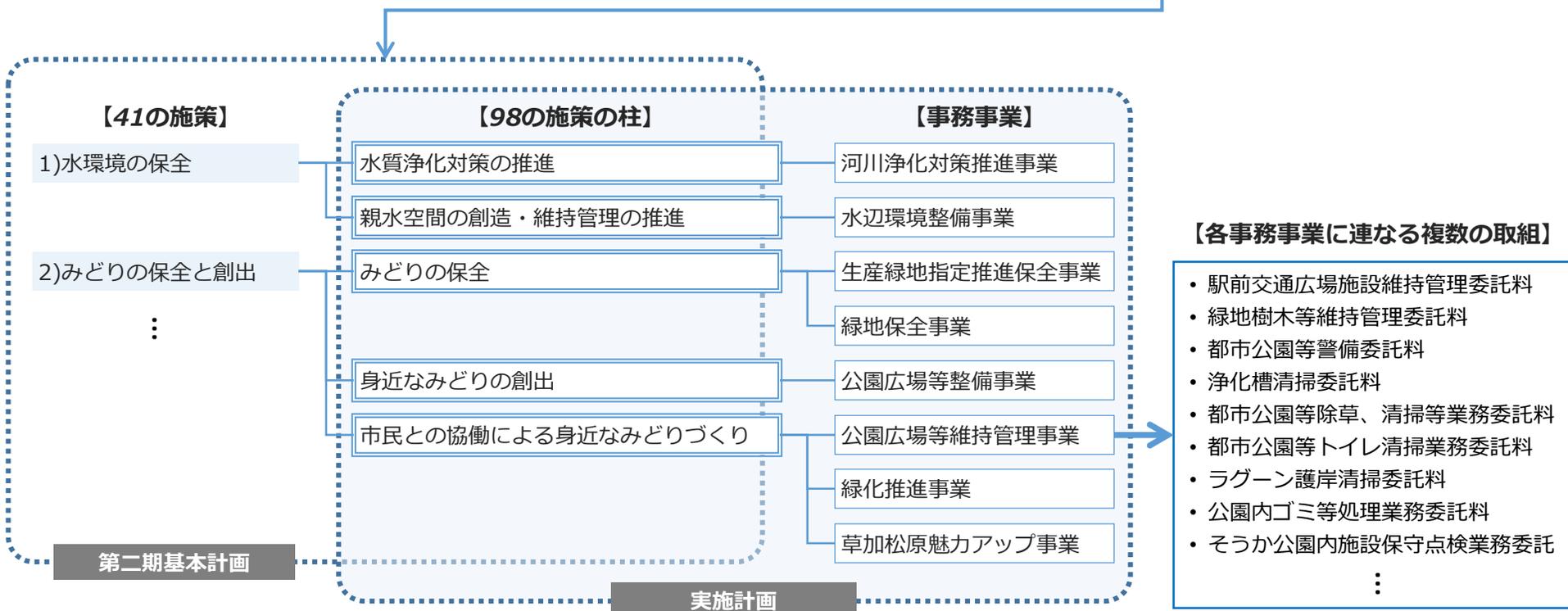
# 5. 基本構想・第二期基本計画の体系

基本構想			第二期基本計画
大目標	中目標	小目標	施策
快適都市と地域の豊かさの創出	<b>(1) 快適な環境</b> ～環境にやさしい 水とみどりのまちをつくる	1) 水とみどりのまちづくり	1)水環境の保全 2)みどりの保全と創出
		2) 環境との共生	3)環境を守り育てる
	<b>(2) 安全と安心</b> ～人にやさしい安心して 住み続けられるまちをつくる	1) 良好なまちづくり	4)良好なまちづくりの推進
		2) 安全で円滑な交通	5)交通利用環境の改善促進 6)安全で快適な道路の整備
		3) 安全性の高いまちづくり	7)総合的な治水対策の推進 8)交通安全対策の推進 9)危機管理体制の強化 10)防犯対策の推進 11)安全で安定した水の供給 12)安定した污水处理の推進
	<b>(3) 活気の創出</b> ～にぎわいのあるまちをつくる	1) にぎわいの創出とものづくりの発信	13)地域とともに栄える産業の振興 14)おもてなしの心が息づく観光の振興
		2) 心地よい風景づくり	15)心地よいまちづくりの推進
		1) 活力と生きがいのある高齢社会	16)総合的な高齢者政策の推進
	<b>(4) 地域の共生</b> ～ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる	2) みんなで取り組む子育て	17)児童福祉の推進 18)目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育 19)学校・家庭・地域の連携・協働の推進 20)教育環境の整備・充実 21)子ども・青少年育成の充実
		3) とともに暮らす地域づくり	22)市民自治の推進 23)地域福祉の推進 24)就労者・勤労者福祉の推進 25)障がい者福祉の推進 26)生活保護世帯・生活困窮者の自立支援 27)国際交流・地域間交流の推進 28)人権の尊重
		4) 草加らしい豊かな暮らし	29)学びの成果が発揮される生涯学習の推進 30)草加らしい文化の創造 31)スポーツの推進 32)消費者の自立と支援 33)心と体の健康づくり 34)医療環境の充実
		1) 市民とともに考え行動する職員	35)市民とともに考え行動する職員の育成
	<b>(5) 地域経営を進める 市役所</b>	2) 「地域の豊かさ」を創出するための組織	36)市民参画制度の推進 37)社会ニーズへの的確な対応 38)市役所の情報化の推進
		3) 情報公開から情報共有へ	39)市政の透明性・公平性の充実
		4) 経営手法の導入	40)計画的で効果的な行政の推進 41)質の高い広域連携の推進

# 6. 実施計画と事務事業

第二期基本計画では41の「施策」と98の「施策の柱」を掲げ、これらに対し施策の意図を実現するための手段・手法として「事務事業」が連なっています。

基本構想		第二期基本計画
中目標	小目標	施策
<b>(1) 快適な環境</b> ~環境にやさしい 水とみどりのまちをつくる	1) 水とみどりのまちづくり	1)水環境の保全 2)みどりの保全と創出
	2) 環境との共生	3)環境を守り育てる





## 8. 策定等方針における「基本的な考え方」

### (1) 基本構想に基づく計画

基本構想にあるめざす将来像「快適都市 ～地域の豊かさの創出～」は、本市を取り巻く社会経済状況を踏まえ、計画期間を見据えながら平成27年度に草加市未来まちづくり市民会議を始め、多くの市民参画により市民が求める市の将来像として具体化したものです。**第三期基本計画についても、将来像の実現に向けた計画**とします。

### (2) 持続可能性の実現に向け、時代の変化に対応した計画

これまでの地方創生や**大規模自然災害に対する備え**といった取組に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした**新たな日常への対応**、**自治体DX**への取組や**SDGs**の考え方等の新たな時代の変化に対応した計画とします。

### (3) 実現性・実効性を重視した計画

現在の厳しい財政状況が継続することを踏まえ、計画期間における財政状況を十分に想定するとともに、将来都市像の実現に向けて**庁内連携**を図り、各個別計画との整合や予算編成に繋げていく仕組みの検討など**実現性・実効性のある計画**とします。

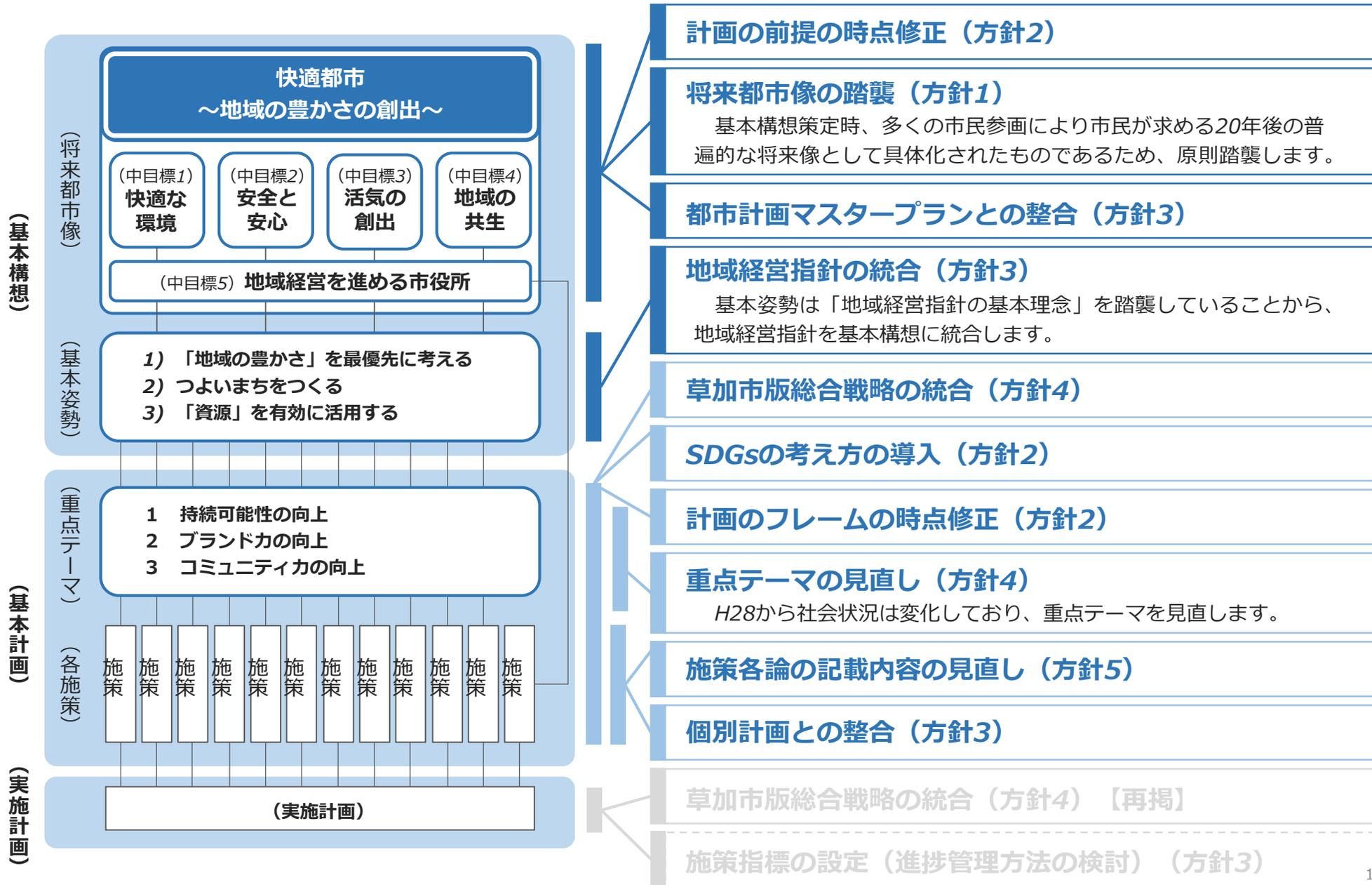
### (4) 重要施策の実現に向けた計画

基本計画の計画期間は4年間としており、市長任期との整合を図っています。本市の**現状や社会経済状況を反映**するとともに、各々の施策や事業の重要性を踏まえ、その**着実な実現に向けた計画**とします。

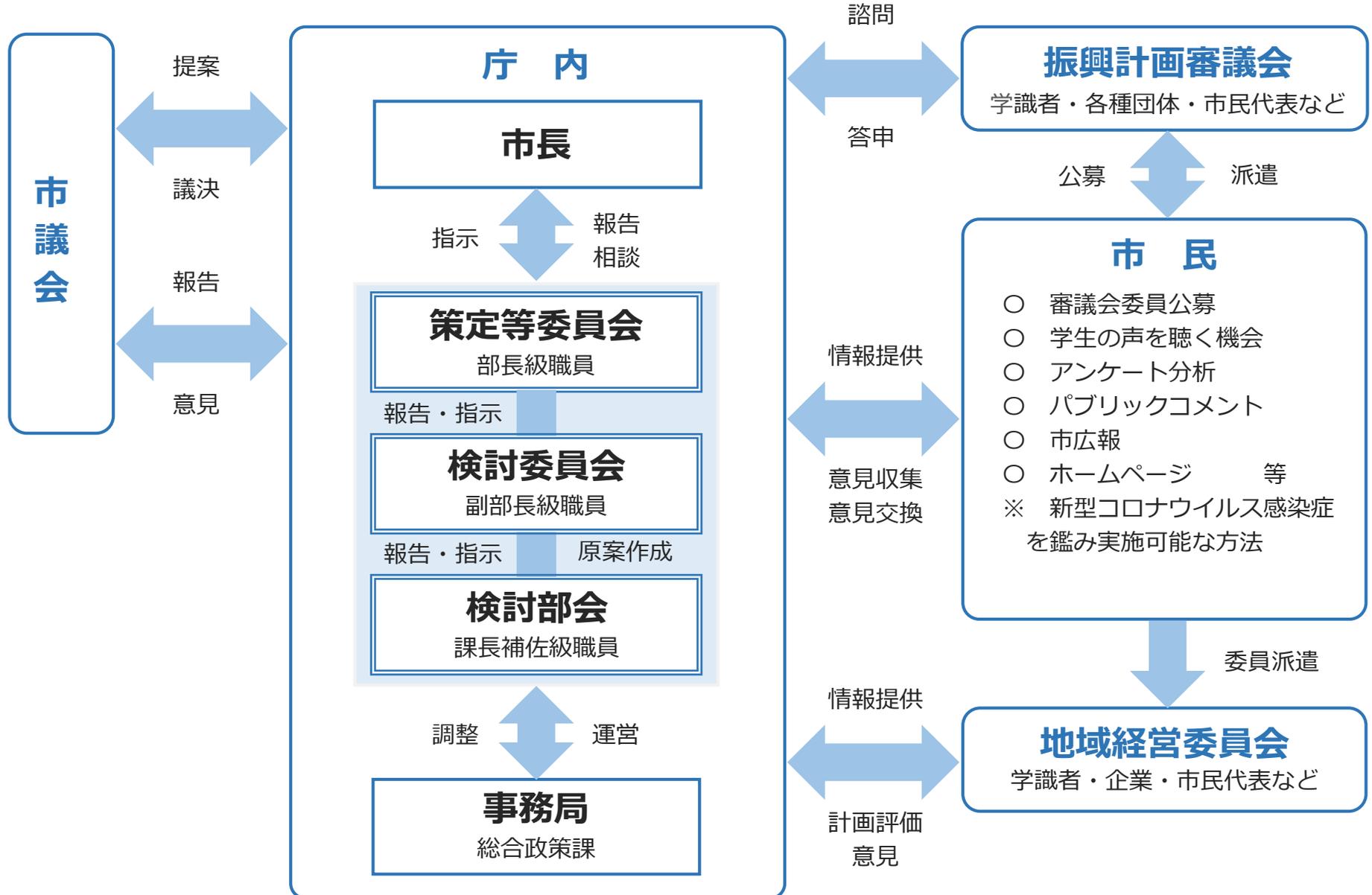
### (5) 市民にとってわかりやすい計画

総合振興計画は、市政運営について定めたものであるものの、市民にとってもわかりやすく、市民と共有できるものでなければなりません。このため、市民の目線に立った、わかりやすい内容や表現となるよう工夫し、**市民にとってわかりやすい計画**とします。

# 9. 「基本的な考え方」を反映するための具体的検討事項



# 10. 策定体制



# 11. 策定スケジュール

	3	令和4年度（2022年度）												令和5年度（2023年度）												
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
策定方針	■																									
業務委託（プロポーザル）		■	■																							
基礎データの整理				■	■																					
現行計画の検証				■	■																					
市民参画				■	■	■									■	■										
計画フレームの更新					■	■																				
重点テーマの検討							■	■	■																	
施策体系の検討							■	■	■																	
基本構想の修正							■	■	■																	
施策内容の検討							■	■	■	■	■	■	■	■												
SDGsとの連携							■	■	■	■	■	■	■	■												
総合戦略との統合							■	■	■	■	■	■	■	■												
計画書の作成（印刷・製本）																							■	■	■	
策定等委員会			●					●				●										●				
検討委員会			●					●					●									●				
検討部会			●				●		●		●		●								●					
審議会									●	●	●	●	●				●									
市議会				●							●				●						●					

パブリック  
コメント